

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案要綱

第一 文部科学省関係（第一章関係）

一 学校教育法の一部改正（第一条関係）

指定都市の設置する特別支援学校の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可を不要とするとともに、指定都市が当該設置廃止等を行おうとするときは、あらかじめ都道府県教育委員会に届け出なければならないものとすること。

第二 厚生労働省関係（第二章関係）

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正（第二条関係）

都道府県は、精神医療審査会の委員の任期を、二年を超える3年以下の期間で条例で定めることができるものとすること。

二 毒物及び劇物取締法の一部改正（第三条関係）

その主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある特定毒物研究者の許可等に係る事務・権限を、指定都市の長が行うものとすること。

三 麻薬及び向精神薬取締法の一部改正（第四条関係）

1 麻薬取扱者の免許の有効期間を、免許の日からその日の属する年の翌々年の十二月三十一日までとすること。

2 麻薬小売業者の間で麻薬を譲り渡す場合の許可に係る事務・権限を、都道府県知事が行うものとすること。

四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正（第五条関係）

その営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある高度管理医療機器等営業所管理者の兼務の許可に係る事務・権限を、市長又は区長が行うものとすること。

五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正（第六条関係）

都道府県知事が保育所型認定こども園の認定の有効期間を定めるものとする規定を削除すること。

第三 農林水産省関係（第三章関係）

一 農地法の一部改正（第七条関係）

1 四ヘクタールを超える農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）の転用等の許可に係る事務

・ 権限を、都道府県知事（農林水産大臣が指定する市町村の区域内にあつては、当該指定市町村の長
。以下「都道府県知事等」という。）が行うものとすること。

2 都道府県知事が二ヘクタールを超えて、四ヘクタール以下の農地等の転用等を許可しようとする場合
における農林水産大臣への協議を廃止すること。

3 都道府県知事等は、四ヘクタールを超える農地等の転用等を許可しようとする場合には、当分の間
、農林水産大臣に協議するものとすること。

二 農業振興地域の整備に関する法律の一部改正（第八条関係）

- 1 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針を定めようとする場合には、確保すべき農用地等の面積の目標について、都道府県知事の意見を聞くものとすること。
- 2 都道府県知事は、確保すべき農用地等の面積の目標及び都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準に関する事項に係る意見を農林水産大臣に対し述べようとする場合には、関係市町村の意見を聞くものとすること。

3 農用地区域内における開発行為の許可に係る事務・権限を、農林水産大臣が指定する市町村の区域

内にあつては、当該指定市町村の長が行うものとすること。

三 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正（第九条関係）

市町村が農林業等活性化基盤整備計画を作成又は変更しようとする場合における都道府県知事への同意を要する協議を、農林地所有権移転等促進事業に係る事項以外の事項について、同意を要しない協議とすること。

第四 経済産業省関係（第四章関係）

一 火薬類取締法の一部改正（第十条関係）

1 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部を、政令で定めるところにより、都道府県知事に加え、指定都市の長が行い得るものとすること。

2 火薬類の販売営業の許可等に係る事務・権限を、指定都市においては、指定都市の長が行うものとすること。

二 採石法の一部改正（第十一条関係）

1 採石業者の登録の拒否要件等に、登録を受けようとする者等が暴力団員であること等を追加すること。

2 その他所要の改正を行うこと。

三 高圧ガス保安法の一部改正（第十二条関係）

1 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部を、政令で定めるところにより、都道府県知事に加え、指定都市の長が行い得るものとすること。

2 高圧ガスの製造の許可等に係る事務・権限を、指定都市においては、指定都市の長が行うものとすること。

四 租税特別措置法の一部改正（第十三条関係）

非上場株式等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度について、国税庁長官等に対する通知等に係る事務を、都道府県知事が行うものとすること。

五 砂利採取法の一部改正（第十四条関係）

砂利採取業者の登録の拒否要件等に、登録を受けようとする者等が暴力団員であること等を追加すること。

こと。

六 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正（第十五条関係）

この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部を、政令で定めるところにより、都道府県知事が行い得るものとすること。

七 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正（第十六条関係）

この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部を、政令で定めるところにより、都道府県知事が行い得るものとすること。

第五 国土交通省関係（第五章関係）

一 建築基準法の一部改正（第十七条関係）

1 市町村（特別区を除く。）が建築主事を置こうとする場合における都道府県知事への同意を要する協議を、同意を要しない協議とすること。

2 建築審査会を置く市町村及び都道府県は、建築審査会の委員の任期を、国土交通省令で定める基準を参照して条例で定めるものとすること。

二 都市計画法の一部改正（第十八条関係）

国土交通大臣又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定め、又は国土交通大臣がその決定若しくは変更に同意しようとするに際し農林水産大臣への協議が必要となる場合について、当該区域区分により市街化区域に定められこととなる土地の区域に農用地区域その他政令で定める土地の区域が含まれる場合に限ることとする。

第六 環境省関係（第六章関係）

一 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の一部改正（第十九条関係）

1 特定特殊自動車の使用者に対する技術基準適合命令、報告徴収及び立入検査並びに特定特殊自動車を業として使用する者に対する指導及び助言に係る事務・権限を、都道府県知事が行うものとすること。

2 その他所要の改正を行うこと。

第七 その他（附則関係）

一 この法律は次に掲げる事項を除き、平成二十八年四月一日から施行するものとすること。

1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正等 公布の日から施行

2 砂利採取法の一部改正等 公布の日から起算して六月を経過した日から施行

3 火薬類取締法の一部改正等 平成二十九年四月一日から施行

4 租税特別措置法の一部改正等 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

5 高圧ガス保安法の一部改正等 平成三十年四月一日から施行

二 所要の経過措置を規定すること。

三 所要の規定の整備を行うこと。